

3 輸国第 5 0 9 9 号  
令和 4 年 3 月 2 8 日

日本行政書士会連合会会長 殿

農林水産省輸出・国際局長

今般、種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（農林水産省令第15号）、種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第16号）及び種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件の全部を改正する件（農林水産省告示第589号）が令和4年3月17日付けでそれぞれ公布され、同年4月1日の施行となりました。

これらの改正内容については、別紙のとおりですので、関係者への周知について御配慮方よろしく申し上げます。

問い合わせ先  
農林水産省輸出・国際局知的財産課  
電話：03-3502-8111（内線4294）  
担当：柚木・天野